

予防接種はお済みですか

お子さんの定期予防接種が接種期間内に済んでいるか、もう一度、母子健康手帳を確認してください。また、忘れられがちな接種項目については下表を参考にし、接種が完了するようにしてください。

接種が済んでいない場合は、医療機関と相談した上で早めに接種しましょう。また、対象期間の接種料は無料ですが、期間外に接種する場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。接種の際は医療機関に事前に予約し、個別に接種してください。接種当日は、保護者が同伴し、予診票および母子健康手帳を持参してください。

対象者や接種期間などの詳細については、広報お知らせ版「ほっと通信」平成25年7月15日号または村ふるさとの四季カレンダーを確認してください。役場住民福祉課健康係にお問い合わせください。

問 村住民福祉課健康係 ☎ 49・3112

定期予防接種チェック表

接種項目	チェック項目 (あてはまる口に✓してください)		
不活化ポリオ	生後3カ月から90カ月(7歳半)までに4回接種しましたか? ※生ポリオワクチンを2回接種した方は接種不要です。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
3種混合	生後3カ月から90カ月(7歳半)までに4回接種しましたか?	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
2種混合	3種混合を接種後、11歳から13歳未満に接種しましたか?	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
はしか風しん	生後12カ月から24カ月までに1回(1期)、幼稚園児は1回(2期)を接種しましたか?	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
日本脳炎	生後6カ月から90カ月(7歳半)までに3回(1期)、9歳から13歳未満に1回(2期)を接種しましたか?	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

【日本脳炎予防接種対象者の特例接種方法】定期接種対象者以外で平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより、過去に1期、2期の予防接種が完了していない平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれたお子さんは、不足分を定期の予防接種として無料で受けることができます。

仮設焼却施設周辺空間線量の測定結果

村仮設焼却炉監視委員会では、仮設焼却施設周辺の空間線量を測定しています。なお、仮設焼却施設周辺の空間線量測定結果と関連ファイルについては、村および環境省のホームページで公表しています。

問 村地域整備課環境係 ☎ 49・3196

施設周辺の空間線量(2月25日実施) [μSv/h]

測定箇所	測定値	測定箇所	測定値
仮設焼却炉入口	0.05	施設東側 120m	0.05
青生野小学校	0.08	施設南側 120m	0.06
朝日山登山道入口	0.04	施設西側 120m	0.06
青生野肥育組合	0.06	施設北側 120m	0.06
鹿角平観光牧場	0.03	仮置場看板付近	0.06
		石久保線起点	0.10
		石久保線終点	0.08
		和協管理棟付近	0.07

3月・4月は住民異動シーズン 届け出をお忘れなく

■住所変更などの主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
村外から移ってきたとき	転入届	<input type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地で発行) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(加入者のみ) <input type="checkbox"/> 社会保険の保険証(加入者のみ)	本村に来てから14日以内
村外へ移るとき	転出届	<input type="checkbox"/> 転出先の住所 <input type="checkbox"/> 各種保険証(国保・後期など) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input type="checkbox"/> こども医療費受給者証(社保加入者のみ)	村外に移る前に
村内で住所を変更したとき	転居届	<input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ)	引っ越した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ)	変更した日から14日以内
加入している保険が変わったとき	取得届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(世帯に加入者がいる場合) <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書	異動した日から14日以内
	喪失届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 新しい保険証	異動した日から14日以内

※印鑑はどの届け出にも必要ですので、忘れずに持参してください。

3月から4月にかけては、転勤や就職、進・入学などにより住民異動が多くなります。この時期、初めて住所変更する方も多いことでしょう。

正しい住所を届けていないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられなくなる場合があります。さらに、お子さんの入学などさまざまな場面において影響

が出てきます。右表に該当する方は、届出の種類にに応じて必要なものを持参し、役場住民福祉課窓口で手続きを行ってください。

また、国民健康保険や国民年金に加入している方は、保険証や年金手帳も忘れずに持参してください。

問 村住民福祉課住民係 ☎ 49・3113

学生のための国民保険料の猶予制度をご存じですか

「学生納付特例制度」は収入が少なく、保険料を納付することが難しい学生の方の納付が猶予される制度です。

申請期間 4月から翌年3月までの1年間 ※毎年申請が必要です。

申請方法 ▼初めて申請する方：役場住民福祉課住民係または年金事務所まで申請書に記入してください。※当該年度中に20歳になる方は、郵送で取得届と申請書を送付されますので、返送するか窓口にて提出してください。

▼継続して申請する方：最初に申請した際に記入した「在学予定期間」に基づき、毎年3月末ごろに郵送される申請書に記入し、返送してください。※次に該当する場合は、再度各窓口で申請が必要です。：①4月中旬になっても申請書が届かない方②学校が変わった方③在学予定期間を延長した方

持参するもの ▼学生証(写しでも可) または在学証明書 ▼印鑑(自署であれば省略できます) ▼年金手帳

審査結果 日本年金機構で審査を行い、審査終了後「結果通知書」が送付されます。審査などには2〜3カ月程度かかりますので、行き違いで納付書などが届く場合がありますが、納付書は破棄せず保管してください。

追納制度 本人の申し出により日本年金機構の承認を得て、その承認月前10年以内の免除した月分の保険料を納付することができます。

なお、追納する保険料額は、免除された当時の保険料額に経過期間に応じて決められた額が加算されます(前2年度の期間については追納加算額がありません)。

問 村住民福祉課住民係 ☎ 49・3113 / 白河年金事務所 ☎ 0248・27・4161